

1 規則等の題名

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第30条第1項に係る
処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

遺失物法（平成18年法律第73号）

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）

3 規則等の制定日

令和5年1月31日（火曜日）

4 結果公示の日

令和5年1月31日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

当然必要とされる法令の引用規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- ・ 処分基準
- ・ 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部会計課
TEL：088-826-0110（代表）

10 備考

処 分 基 準

5年 1月 31日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）
処 分 基 準： 遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部警務部会計課監査出納係（電話 088-826-0110）
備 考：

新旧対照表

新	旧																																
<p style="text-align: center;">処 分 規 則 第 5 条 1 月 31 日 作 成</p> <table border="1"> <tr> <td>法 令 名</td> <td>遺失物法施行規則</td> </tr> <tr> <td>根 拠 条 項</td> <td>第30条第1項</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 概 要</td> <td>特例施設占有者の指定の取消し</td> </tr> <tr> <td>原 簿 番 号 (委 任 先)</td> <td>高知県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法 令 の 定 め</td> <td>遺失物法第17条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)</td> </tr> <tr> <td>処 分 規 則</td> <td>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同条ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、船賃事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)及び(2)までに該当しなくなった場合で、事実不明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</td> </tr> <tr> <td>問 い 合 わ せ 先</td> <td>高知県警本部警務課会計課鑑別山神屋 (電話 088-826-0110)</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	法 令 名	遺失物法施行規則	根 拠 条 項	第30条第1項	処 分 の 概 要	特例施設占有者の指定の取消し	原 簿 番 号 (委 任 先)	高知県公安委員会	法 令 の 定 め	遺失物法第17条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)	処 分 規 則	遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同条ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、船賃事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)及び(2)までに該当しなくなった場合で、事実不明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。	問 い 合 わ せ 先	高知県警本部警務課会計課鑑別山神屋 (電話 088-826-0110)	備 考		<p style="text-align: center;">処 分 規 則 第 5 条 12 月 14 日 作 成</p> <table border="1"> <tr> <td>法 令 名</td> <td>遺失物法施行規則</td> </tr> <tr> <td>根 拠 条 項</td> <td>第30条第1項</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 概 要</td> <td>特例施設占有者の指定の取消し</td> </tr> <tr> <td>原 簿 番 号 (委 任 先)</td> <td>高知県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法 令 の 定 め</td> <td>遺失物法第17条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)</td> </tr> <tr> <td>処 分 規 則</td> <td>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同条ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、船賃事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)及び(2)までに該当しなくなった場合で、事実不明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。</td> </tr> <tr> <td>問 い 合 わ せ 先</td> <td>高知県警本部警務課会計課鑑別山神屋 (電話 088-826-0110)</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	法 令 名	遺失物法施行規則	根 拠 条 項	第30条第1項	処 分 の 概 要	特例施設占有者の指定の取消し	原 簿 番 号 (委 任 先)	高知県公安委員会	法 令 の 定 め	遺失物法第17条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)	処 分 規 則	遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同条ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、船賃事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)及び(2)までに該当しなくなった場合で、事実不明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。	問 い 合 わ せ 先	高知県警本部警務課会計課鑑別山神屋 (電話 088-826-0110)	備 考	
法 令 名	遺失物法施行規則																																
根 拠 条 項	第30条第1項																																
処 分 の 概 要	特例施設占有者の指定の取消し																																
原 簿 番 号 (委 任 先)	高知県公安委員会																																
法 令 の 定 め	遺失物法第17条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)																																
処 分 規 則	遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同条ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、船賃事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)及び(2)までに該当しなくなった場合で、事実不明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。																																
問 い 合 わ せ 先	高知県警本部警務課会計課鑑別山神屋 (電話 088-826-0110)																																
備 考																																	
法 令 名	遺失物法施行規則																																
根 拠 条 項	第30条第1項																																
処 分 の 概 要	特例施設占有者の指定の取消し																																
原 簿 番 号 (委 任 先)	高知県公安委員会																																
法 令 の 定 め	遺失物法第17条 (特例施設占有者) 遺失物法施行令第5条第5号 (特例施設占有者の要件) 遺失物法施行規則第30条第1項 (指定の取消し)																																
処 分 規 則	遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同条ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、船賃事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)及び(2)までに該当しなくなった場合で、事実不明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。																																
問 い 合 わ せ 先	高知県警本部警務課会計課鑑別山神屋 (電話 088-826-0110)																																
備 考																																	